

平成30年度から適用される特別区民税・都民税（住民税）の主な変更点

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与収入金額を1,000万円に、給与所得控除の上限額を220万円に引き下げることとされました。

2 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進や疾病の予防への一定の取組を行っている方が、スイッチO T C医薬品を購入した場合（同一生計の親族のスイッチO T C医薬品を購入した場合を含みます。）、その超えた部分の金額の所得控除を受けられる特例制度が創設されました。所得控除の上限額は、88,000円です。

この特例と、従来の医療費控除は、納税者の選択により、どちらか一方のみ適用を受けることができます。また、この特例は、平成30年度から平成34年度までの各年度分の住民税（平成29年から平成33年までの各年分の所得税）について適用されます。

※ スイッチO T C医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいいます。スイッチO T C医薬品の対象医薬品や、一定の取組の内容については、次のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ（セルフメディケーション税制）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

○ セルフメディケーション税制の適用を受けるために必要な書類

- (1) 「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付（平成32年度分の住民税、平成31年分の所得税までは、領収書の添付または提示によることもできます。）
- (2) 一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示。具体的には、次に掲げるものが該当します。
 - ア インフルエンザ予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証
 - イ 区市町村がん検診の領収証または結果通知表
 - ウ 勤務先で受けた定期健康診断（事業主検診）の結果通知表
 - エ 特定健康診査の領収書または結果通知表
 - オ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表

3 医療費控除（従来の医療費控除）の適用を受けるために必要な書類の改正

これまでは領収書の添付または提示が必要でしたが、領収書に代えて、「医療費控除の明細書」を作成し、添付することとなりました。領収書は提出不要ですが、手元で5年間保存する必要があります。

（平成32年度の住民税、平成31年分の所得税までは、領収書の添付または提示によることもできます。）

なお、被保険者等が支払った医療費の額等が記載された「医療費通知」を添付する場合は、医療費明細の記入を省略することができます。ただし、「医療費通知」は、次に掲げる事項が記載されたものに限りです。（中野区国民健康保険、後期高齢者医療保険の「医療費についてのお知らせ」は、医療費控除の証明資料としては使えません。）

- (1) 被保険者等の氏名
- (2) 療養を受けた年月
- (3) 療養を受けた者
- (4) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- (5) 被保険者等が支払った医療費の額
- (6) 保険者等の名称